○厚生労働省告示第九十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表第一コールタールの項の次に次のように加える。

酸化プロピレン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

別表第一の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの項の次に次のように加える。

一・一―ジメチルヒドラジン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法

○厚生労働省告示第九十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表十三の項の次に次のように加える。

十三の二　酸化プロピレン	二ppm

別表十七の項の次に次のように加える。

十七の二　一・一―ジメチルヒドラジン	〇・〇一ppm

○厚生労働省告示第九十三号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日　厚生労働大臣　細川　律夫

第一号中「又は同表第二号1」を「、同表第二号1」に、「20」を「19の2」に、「第二十号」を「第十九号の二」に改め、「第三十六号までに掲げる物」の下に「又は一・四―ジクロロ―二―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―二―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物」を加え、「の濃度」を「又は一・四―ジクロロ―二―ブテンの濃度」に改め、同号の表コールタールの項の次に次のように加える。

酸化プロピレン	二立方センチメートル
一・四―ジクロロ―二―ブテン	〇・〇〇五立方センチメートル
一・一―ジメチルヒドラジン	〇・〇一立方センチメートル

第一号の表シアン化ナトリウムの項の次に次のように加える。

○厚生労働省告示第九十四号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第八条第一項（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日　厚生労働大臣　細川　律夫

第一号イ中「又は同表第二号1」を「、同表第二号1」に、「20」を「19の2」に改め、「まで」に掲げる物」の下に「又は一・四―ジクロロ―二―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―二―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物」を加える。

○環境省告示第二十二号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第八項及び第八条第三項の規定に基づき、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成二十年二月環境省告示第四号）を次のとおり変更したので、公表する。

平成二十三年三月三十日　環境大臣　松本　龍

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針

第1　対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する目標

窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」という。）においては、自動車交通の集中、増大等に伴って、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気汚染が厳しい状況にあることに鑑み、対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）の削減に係る各種の対策を、国、地方公共団体、事業者及び国民の緊密な協力の下で本基本方針等にのっとり総合的かつ強力に推進していくこと等により、対策地域において、二酸化窒素については平成32年度までに二酸化窒素に係る大気環境基準（昭和53年環境庁告示第38号）を確保すること、浮遊粒子状物質については平成32年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されるように大気環境基準（平成27年環境省告示第25号）を確保することを目標とする。

ただし、平成27年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。

第2　総量削減計画の策定その他対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項

1　総量削減計画の策定に関する基本的事項

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号。以下「特別法」という。）第７条に基づく窒素酸化物総量削減計画及び第９条に基づく粒子状物質総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）は、対策地域の実情を踏まえ、「2　対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項」に掲げる各種施策等の推進により、対策地域において、平成32年度までに、二酸化窒素については二酸化窒素に係る大気環境基準を確保し、浮遊粒子状物質については自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されるように自動車排出窒素酸化物等の総量を削減し、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目途とし、一の計画として策定するものとする。その際、平成27年度までにすべて